

10/4(土)  
13(祝)

# 歴史的建築物の学習会in八女福島

～民家・町家等の改修・活用における制度の最新状況を踏まえて～

## □趣旨□

全国には、建築基準法制定以前(1950年以前)に建築された歴史的建築物(伝統的な木造建築物や、鉄筋コンクリート造やれんが造の近代建築物等)が約150万件存在しているといわれ、九州各地でもそれらが景観を形成し、文化を伝えています。しかし、こうした建築物は、増築や用途の変更を行おうとする場合、建築基準法に適合することが求められ、景観的、文化的に価値のある意匠や形態等を保存しながら使い続けることが困難となることがあります。

そこで京都市や神戸市等では、建築基準法の適用を除外する条例制定がされ、国においては国家戦略特区の方針に基づき、国土交通省より本年4月に、新しい運用の仕組み(国土交通省住宅局建築指導課長「建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用等について(技術的助言)」)が示されました。

以上を背景に、今回の連続した学習会では、建築基準法を振り返るとともに歴史的建築物との関係を整理した上で、歴史的建築物の改修・活用に関する全国的な事例紹介、実際に条例を運用するために必要なこと等を議論し、九州各地で歴史的建築物の改修・活用に携わっておられる方々と連携をして制度活用に向けて取組みが進めていくことを考えています。

建築関係者・自治体関係者はもとより、関心のある方のご参加をお待ちしております。



修理中の現場 梁の入替え中



修理現場の見学会

## □概要□

【第1回】「そもそも歴史的建築物とは何? いま、どういうことが全国で起きているのか?」

- 歴史的建築物と文化財、そして現代の家との違いを知ろう
- 建築物に関する最低基準を定めた「建築基準法」の歴史を学ぼう
- いま、歴史的建築物において、課題となっていることを学ぼう

講師:赤松 悟 氏(都市環境研究所 九州事務所 所長)

日時:2014年10月4日(土)18時30分～20時30分 場所:おりなす八女 研修棟第3研修室

【第2回】「全国の事例紹介を踏まえて、自分のいえ・まちのことについて考えてみよう」

- 全国の事例紹介から、自分のいえ・まちと比べよう
- 歴史的建築物の制度を学び、活用への一步を探ろう
- 新たな運用方法を学び、困難な課題をクリアする足がかりとしよう
- 最低限守らなければいけない命に関することを、しっかりと学ぼう

講師:後藤 治 氏(工学院大学教授・歴史的建築物活用ネットワーク共同代表)

日時:2014年10月13日(月・祝)17時～19時 場所:西古松町公民館(八女市稲富)

参加申込・地図は裏面



まずは、一緒に考えることから始めましょう

## 【参加申込について】 どなたでも参加することができます

参加費：無料

定員：各回50名

申込：電話 0943-23-2577(八女市都市計画課美しい景観係/町並み保存会事務局)

メール：info@yame-machiya.net

(参加する日時(10/4、13)・氏名・所属・連絡先(電話番号)・参加人数をお伝えください)

締切日：第1回：10月2日(木) 第2回：10月10日(金) (定員に達した時点で締め切らせていただきます)

### 【交通案内】

○お車でお越しの場合

大宰府ICより高速で約40分、八女ICより10分

○電車・バスでお越しの場合

【JR】JR羽犬塚駅より約15分

(堀川バス)黒木・矢部方面行き

「八女学院前」にて下車

【西鉄】福岡より約35分(西鉄特急電車)

→ 西鉄久留米より約35分

(西鉄バス)「福島」にて下車

【お間違いのないように】

第1回：10月4日(土)の会場は「おりなす八女」

駐車場：八女市役所、大正町駐車場

第2回：10月13日(月・祝)の会場は「西古松公民館」

駐車場：点滅交差点北西角 正福寺専用駐車場(八女市本町257-1)



主催：八女福島町並み保存会(事務局 八女市都市計画課美しい景観係)担当：中島

共催：NPO法人 八女町並みデザイン研究会、歴史的建築物活用ネットワーク